

1. 大気汚染物質月間測定結果用語について

(注一) 1時間値

大阪府では1時間値は毎30分から次の30分まで測定した値であり、後の時刻を測定値の時刻とする。例えば、6時の1時間値とは5時30分から6時30分までの測定値である。

(注二) 有効測定日数

有効測定日数とは二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素について、測定値を20時間以上有する日の総和である。ただし、光化学オキシダントは昼間の測定値(6～20時までの1時間値)を1時間以上有する日の総和である。

(注三) メタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素の6時～9時における測定日数

メタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素の6時～9時における測定日数とは、6～9時までの3時間の連続した測定値を全て有する日の総和である。

(注四) 月平均値、昼間の月平均値及び6～9時における月平均値

月平均値、光化学オキシダントの昼間の月平均値及びメタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素の6～9時における月平均値は、次式により算出する。

月平均値＝月間の測定値の総和／測定時間数

昼間の月平均値

＝月間の昼間の測定値(6～20時の1時間値)の総和／月間の昼間の測定値の測定時間の総和

6～9時における月平均値

＝月間の6～9時の測定値の総和／月間の6～9時の測定時間の総和

(注五) 6～9時における3時間平均値、8時間平均値

6～9時における3時間平均値はメタン、非メタン炭化水素及び全炭化水素について、6～9時までの3時間の連続した測定値の算術平均値である。ただし、この時間帯の測定値に1時間以上欠測がある場合、この日の3時間平均値は欠測とする。

8時間平均値は一酸化炭素について、1日の測定時間のうち、連続した8時間(0時～8時、8時～16時、16時～24時の3時間帯)の測定値の算術平均値である。ただし、8時間のうち6時間以上測定した場合は有効とするが、5時間以下の場合はこの時間帯の8時間平均値を欠測とする。

(注六) 日平均値

日平均値とは二酸化窒素、一酸化窒素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素の有効測定日の測定値の算術平均値である。

(注七) 月間値表中の－の表記について

月間値表中の－は、当該項目の当該月において未測定であることを示す。

(参考一) 測定方法

測定は、下表に示す方式により実施している。

測定項目	測定方式
窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)	吸光光度法 化学発光法(乾式)
光化学オキシダント	吸光光度法 紫外線吸収法(乾式)
炭化水素(全炭化水素、非メタン炭化水素)	ガスクロマトグラフ法
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法
二酸化硫黄	溶液導電率法 紫外線蛍光法(乾式)
一酸化炭素	非分散型赤外線吸収法

窒素酸化物、光化学オキシダント及び二酸化硫黄の各項目については、平成8年10月から乾式測定法が環境基準の公定法に追加された。大阪府域では、平成9年度から光化学オキシダントと二酸化硫黄について、平成10年度から二酸化窒素について、乾式法による測定を一部測定局で開始した。

(参考-2) 大気汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が 0.06ppm 以下であること
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が 0.10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること
非メタン炭化水素	(非メタン炭化水素の指針値) 午前6時～9時の平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること

環境基準の評価方法について

(1) 短期的評価(二酸化窒素以外)

測定を行った日の1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値について、環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

(ア) 二酸化窒素(年間98%値)

年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値(365日分の測定値がある場合、低い方から358番目の値)を環境基準と比較して評価を行う。

(イ) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素(2%除外値)

年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合、高い方から7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

有効測定局について

評価は有効測定局の結果を用いて行う。

有効測定局とは、それぞれの項目について年間の測定時間が6000時間以上の測定局のことをいう。ただし、光化学オキシダントは昼間の測定値(6～20時の1時間値)を1時間以上有する測定局であり、非メタン炭化水素は6～9時までの3時間連続して測定した測定値を全て有する測定局である。